

はじめに



人権とは、一人ひとりが人間らしく生きていくために、生まれながらにして持っている大切な権利であり、人が個人として尊重され、安全で安心して安定した生活を送るために欠くことのできないものです。

このため、全ての人の人権が尊重される社会づくりに向けた取り組みを進めていくことが重要です。

高知県では、平成31（2019）年3月に「高知県人権施策基本方針―第2次改定版―」を策定し、県民に身近な人権課題（同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権、性的指向・性自認など）を掲げ、その解決に向けてこの5年間、人権教育や人権啓発の様々な取り組みを行ってきました。

しかし、インターネット上の差別的な書き込みや、性的マイノリティであることを理由とする差別、DVなど、依然として多くの人権問題が顕在化しています。

「第2次改定版」の推進期間中には、こども基本法や、性的少数者への理解増進法、改正された障害者差別解消法が公布されるなど、人権を取り巻く社会情勢が変化してきました。

今回、新たに策定しました「第3次改定版」には、相談・支援体制の充実や、差別事象への対応力の強化に向けた取り組みなどを盛り込み、それぞれの人権課題に関する令和6（2024）年度からの5年間の推進方針や、具体的な取り組み、達成目標を掲げております。

この「第3次改定版」に基づき、今後も関係機関や市町村との連携を強化しながら、「人権教育」と「人権啓発」に関する施策を総合的に推進してまいります。

そして、人権について一人ひとりが正しい理解と認識を深め、「真に人権が尊重される明るい社会」の実現に向けて、企業や県民の皆さまにおかれましても、それぞれの職場や地域、家庭で積極的な取り組みをお願いいたします。

最後に、「第3次改定版」の策定に当たりまして、貴重なご意見をいただきました「高知県人権尊重の社会づくり協議会」の委員の皆さまや、ご協力いただきました関係者の方々におかれましては、心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

高知県知事 濱田 省司